

○指定医療機関及び指定施術機関の申請・届出事項

届出を要する事項	届出の種類						
	申請 書	指定 (更新 書)	誓約 書	変更 届	廃止 届	休止 届	その他
【医療機関】 ○医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション）が新たに生活保護法による指定を受ける場合 ○指定医療機関が生活保護法による指定の更新を受ける場合 【施術機関】 ○施術者（あん摩・マッサージ指圧師、はり・きゅう師、柔道整復師）が新たに生活保護法による指定を受ける場合（免許証の写しを添付すること）	○	○					
○以下の事項に変更があった場合 【医療機関】 ・医療機関名称 ・住居表示の変更 ・開設者名称・氏名の変更 ・管理者の変更（住所・氏名・生年月日も明記すること） 等 【施術機関】 ・施術機関名称 ・住居表示の変更 等			○				
○事業自体を廃止する場合 【医療機関及び施術機関共通】 ・指定医療機関、指定施術機関を廃止する場合 ・開設者又は施術者が死亡した場合 等					○		
○以下の事由が発生する場合 【医療機関及び施術機関共通】 ・移転する場合 ・開設者が交代する場合 ア個人から個人（A→B） イ個人から法人、又は法人から個人 ウ法人が別法人へ変更する場合 ・病院から診療所、診療所から病院へ変更する場合 （施術機関については免許証の写しを添付すること）	○	○			○		
○指定医療機関を休止する場合						○	
○休止した指定医療機関を再開した場合							再開届
○指定を辞退する場合（30日以上予告期間を設けること）							辞退届
○処分を受けた場合							処分届